

「長崎市中央部・臨海地域」

松が枝周辺エリア整備計画【案】

平成23年3月

長崎市・長崎県

記載凡例

黒色文字 都市再生委員会（第2回）提示

下線赤色文字 今回修正・追加

~~見え消し青色文字~~ 今回削除

目 次

第1章 重点エリアの整備に関する方針	P 1
1. 「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画の概要	P 1
(1) 長崎が果たすべき役割	P 1
(2) 整備の基本方針	P 2
2. 重点エリア指定の経緯	P 8
(1) 重点エリア指定に至る主な経緯	P 8
(2) 重点エリアの範囲	P 8
(3) 重点エリア及び周辺の状況	P 10
第2章 重点エリアの土地利用に関する事項	P 15
1. 関連する他計画等の状況	P 15
(1) まちなか再生の基本方針	P 15
(2) 長崎港港湾計画	P 16
(3) 長崎市景観基本計画、景観計画、景観条例（案）	P 16
2. 土地利用ゾーニング及び骨格基盤施設	P 20
第3章 重点エリアにおける都市基盤施設の整備等に関する事項	P 21
1. 都市の魅力の強化	P 21
2. 回遊性の充実	P 23
3. 国際ゲートウェイ機能の再構築	P 24
第4章 重点エリアの整備の主体及び時期に関する事項	P 26
1. 整備プログラム作成の基本方針	P 26
2. 短・長期整備計画	P 26
3. 整備主体と整備時期	P 30
第5章 その他	P 31
1. 課題等の整理	P 31
2. 推進体制	P 32
3. 整備計画の改訂等	P 32

第1章 重点エリアの整備に関する方針

1. 「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画の概要

(1) 長崎が果たすべき役割

①平和の発信地としての役割

- 平和学習、平和交流、講演会、イベント等により、被爆の実相を実際に見て、聞いて、学んでもらうなど、被爆地にしかできない取り組みを推進しており、国内外の幅広い年齢層の来訪者にゆっくり見てもらえる「平和の発信地」として整備を推進する。

②観光の発祥地としての役割

- 長崎の世界遺産候補等の歴史の魅力や祭り・人々の生活・食等の独特的な文化の魅力をはじめ、風景と自然の魅力、産業都市としての魅力、平和都市としての魅力、国際都市としての魅力などが息づいている地域の多様な資源を更に磨き上げることが必要である。
- そして、これらの資源を「さるく」というまち歩きも活用しながら、円滑で快適に巡ることができるような環境をつくり上げていくことが必要である。
- これにより、長崎にしかない歴史・文化を守るとともに、さらに発展させ世界中の人々に体験・実感してもらうことが観光の発祥地としての責務である。

③国際ゲートウェイとしての役割

- 県都としての陸の玄関口、離島への海の玄関口の機能としての役割や、東アジアクルーズに優位な位置にある地理的条件や歴史を活かした東アジアへの海の玄関口の機能としても重要な役割を担っている都市であり、観光立国推進の観点から、新幹線を通じて東アジアと国内各地を繋げ、フライ&クルーズ、レール&クルーズの寄港地として国際ゲートウェイ機能を復活させることが長崎の役割である。

(2) 整備の基本方針

①地域の目指すべき姿

～「平和と文化の国際交流拠点都市 長崎の再生」～

- 世界へ被爆者の声や願いを発信し続けてきた長崎市にとって、国連安全保障理事会が核不拡散と核軍縮に関する首脳会議で「核兵器なき世界」の条件作りを目指す決議を採択したことを大きなチャンスと捉え、広島とも連携し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向け、「国際平和都市」として被爆の実相を伝え、平和学習・体験による交流を強化していく。
- 観光の発祥の地として、「観光」の原点に立ち返り、長崎のまちや人の「光」を引き出し、磨き上げ、人々に觀せることにより、「国際文化交流都市」としての輝きを取り戻し、観光再生により交流人口を拡大し、その経済波及効果により、長崎の活力の再生・向上を目指す。また、その効果を離島や県内各地に波及させることにより長崎県全体の活力の再生・向上を目指す。
- 長崎の活力の再生・向上を目指すためには、まちの魅力を磨き交流客を滞留させることが必要である。そのため、地域資源の充実と魅力向上が必要であり、二つの世界遺産候補など長崎特有の「歴史」「文化」等のこれまで活用されてきた資源をさらに磨き上げ、遺産の保全・再生や長崎にしかない魅力あるまち並みの形成を図るとともに、観光の新たな資源として産業、医療技術等もさらに磨き、新たな交流の推進を目指す。
- 文化交流拠点都市に再生させるためには、人々が活動し、交流し、情報を発信する場とすることが必要である。そのため、低未利用地等を活用し、コンベンション施設・集客施設・情報提供等の各種の都市機能の充実・強化を進め、安心・安全で快適な都市の魅力を再生・強化し交流推進と雇用確保を目指す。
- 都市の地形特長を活かし、まちなかでの居住を推進するため、暮らしに必要な機能の充実を図り、住む人にとっても魅力と活力のある都市を目指す。
- 環境に配慮した持続可能な都市づくりを推進するため、太陽光などの新エネルギーの利用促進や地域単位でのエネルギー効率を高めるための施設整備など、低炭素型の都市を目指す。
- 様々な地域資源や都市機能を有機的につなぐことにより観光地としての魅力、また居住地としての魅力を向上させることができが不可欠であり、そのため、まち歩きを意識した回遊機能の強化により、安全・安心に歩くことができ、平和や歴史・文化を体感できる都市を目指す。
- 松が枝国際観光船ふ頭整備、JR長崎本線連続立体交差事業、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）整備等の広域交通機能の強化を大きなチャンスと捉え、その効果を最大化することにより、東アジアからの誘客等、さらなる交流人口の拡大、経済波及効果を目指す。
- 国際ゲートウェイ（海外の玄関口）機能の再構築により、幅広い分野での新たな需要を創出し、これを牽引力にして新たなまちの賑わいを創出することでさらなる民間投資を誘発し、魅力と活力のあるまちづくりを目指す。
- 更に、ゲートウェイ（玄関口）機能の強化により、離島との利便性を強化し、交流人口の拡大による経済効果に繋げていくとともに、県全体への経済波及効果を目指す。
- 以上の取り組みを進めていくことにより、観光立国（ビジット・ジャパン）を牽引する都市として再生を図る。

②目標年次

- J R 長崎本線連続立体交差事業や長崎駅周辺土地区画整理事業等の事業期間を考慮し、概ね20年後を想定する。

③整備の目標・整備方針

- 3つの整備目標を推進するため、以下のように8つの整備方針を位置付け、開発と保全、ハード施策とソフト施策を行政と民間が一体となって、バランスよく総合的・一体的に進める。

目標 I 都市の魅力の強化

整備方針①平和都市の魅力を磨き、世界に平和を発信する

整備方針②世界遺産候補など、多様な歴史・文化等の資源の魅力を磨く

整備方針③長崎の特色ある街並み景観を保全・形成する

整備方針④コンベンション機能等、官民一体となった都市機能の強化と新たな需要を創出する

整備方針⑤環境に配慮した都市・交通機能を強化する

目標 II 回遊性の充実

整備方針⑥道路・公共交通・歩行者動線等のネットワーク整備を充実・強化する

整備方針⑦さるくまちとしての機能を充実・強化する

目標 III 國際ゲートウェイ機能の再構築

整備方針⑧新幹線と国際・離島航路の接続等により広域交通機能の魅力を強化する

目標 I 都市の魅力の強化

整備方針① 平和都市の魅力を磨き、世界に平和を発信する

- 原爆被爆者が高齢化し減少しつつあるなかで、原爆の悲惨さを伝え、平和の尊さと大切さを次世代に継承し、被爆の実相を広く後世に伝えることができるよう、若い世代も含めた人材育成を進める。
- 国連や日本政府、各国政府、都市、N G O等へ、平和アピールを繰り返し発信することにより、核兵器廃絶と世界恒久平和を願う被爆地の思いを届ける。
- 平和市長会議をはじめ、あらゆる機会を通じ、世界各国のリーダーに長崎訪問を呼び掛け、世界の多くの人々が長崎を訪れ、核兵器による被害の実相を知っていただく取り組みを進める。
- 長崎を訪れる多くの人々が被爆の実相を感じられるよう、原爆資料館を中心に、被爆都市長崎を象徴する平和公園の利便性の向上や周辺に残る被爆構造物等の保存の取り組み等、関連施設の充実を図る。

整備方針② 世界遺産候補など、多様な歴史・文化等の資源の魅力を磨く

- 国内外の観光客を誘致するため、長崎特有の歴史・文化、景観などの様々な地域資源をさらに磨き上げ見せる。
- さるくガイドの育成の継続や「長崎歴史文化観光検定」を活用した人材育成の継続を働きかける。
- 二つの世界遺産候補や国指定史跡「出島和蘭商館跡」などの遺産の保存・活用を図る。
- 旧居留地、唐人屋敷跡、寺町・中通り(和・華・蘭)など、長崎にしかない魅力を高めるまちづくりを推進する。
- 東アジア地域を中心とした外国人観光客の誘致を積極的に進めるため、商業、産業、医療技術等の分野を活用した都市の魅力を磨き、情報を発信し、新たな交流を推進する。
- 既存中心商店街などにおいて、一体的マネジメントによるまちの活性化、朝市等の食の推進及び中国をはじめとした外国人観光客をターゲットとした取り組みの推進や、長崎の歴史や文化を生かした食の魅力を発信する。
- 日本の近代化を推進してきた造船産業や環境・新エネルギー関連の世界トップクラスの技術力、長崎港内港地区の工場景観等の見学、観光と医療サービスをセットにしたパッケージツアーなど、新たな観光の検討を進める。
- 造船重機関連産業の技術力の人材育成や新産業に対応するための人材育成等の取り組みを推進する。

整備方針③ 長崎の特色ある街並み景観を保全・形成する

- 山の上からのパノラマ、海から見上げたまちと緑と空のひろがり、まちから海・山への眺望など多様な長崎の大景観を保全・育成するため、緑の保全を図るとともに、眺望を確保するための建物の高さ規制などを検討する。また、稲佐山の魅力の向上を図るため、展望台、ロープウェイを含めた交通アクセスの整備を進める。
- 急峻な地形を逆手にとった長崎型斜面居住の魅力づくりを進める。
- 業務、商業、日常生活の都市活動が混在し、雑然としたまちなかを、長崎型都心居住の魅力として育成する。
- 出島、中華街、被爆と復興、平和公園など、情緒ある界隈を保全し、特徴ある街並み景観を積極的に育成する。
- 市民・県民が環境美化意識を高め、地域住民によるボランティア清掃などにより生活環境の保全を図ることで、快適な生活を実現させる。また、これにより、交流客へのおもてなしに繋げていく。特に、たばこのポイ捨てなどの防止については、市民と連携して啓発を強化する。

整備方針④ コンベンション機能等、官民一体となった都市機能の強化と新たな需要を創出する

- 長崎駅周辺は「交流のまち長崎の玄関口」として、まちなかは「多様な都市機能が集積した賑わいと歴史・文化の中心」として国際都市にふさわしい中枢拠点を形成する。
- 長崎の魅力を活かしたコンベンション誘致や機能の強化を積極的に推進する。
- 東アジア地域を中心とした外国人観光客や国内観光客等のニーズを踏まえながら、M I C E を積極的に推進する。
- 老朽ビルの再開発、低未利用地の活用等により商業・業務・交流・居住機能を充実・強化し、安心・安全で快適な都市としての魅力を高める。集客・宿泊施設や情報通信関連産業等の業務機能を充実し、雇用の場確保に努める。
- 市民・県民の暮らしに必要な機能の充実を図ることにより、定住人口確保と交流客へのもてなしの環境を形成する。
- 斜面市街地では、共同化・協調化や不燃化を促進し、住環境を形成するとともに、ソフト政策の実施により定住可能な地域としての維持に努める。
- 観光客、県民・市民が訪れ、住まうことにより、人々交流を促進し、商業機能の再生を図る。

整備方針⑤ 環境に配慮した都市・交通機能を強化する

- 太陽光などの新エネルギーの普及や地域単位でのエネルギー効率を高めるための施設整備を推進する。
- ヒートアイランド現象による温度上昇を抑えて、快適な生活環境を生み出すため、市街地内の緑化を促進する。
- 路面電車等公共交通機関のシステムの拡充・強化の検討や、駐車場・駐輪対策、パーク＆ライド、路面電車の利用促進、モビリティマネジメント等の取り組み、電気自動車等次世代自動車の普及を促進し、環境に配慮する。
- 新幹線は、地球環境負荷の少ない広域交通手段であり、誘客の利用拡大を図る。

目標 II 回遊性の充実

整備方針⑥ 道路・公共交通・歩行者動線等のネットワーク整備を充実・強化する

- 長崎駅前や中央橋などの交通結節点と点在する生活や観光の拠点を、市民や県民、観光客が円滑に往来できるようにするために、道路・公共交通の機能を強化するとともに、ユニバーサルデザイン（歩道橋撤去、電停バリアフリー化など）にも配慮し、歩行者ネットワークの向上を図る。
- 長崎駅周辺と浦上川右岸とを連絡する歩行者動線等の強化や回遊性向上を図る。
- 長崎駅前の交通渋滞緩和や浦上川で分断されている東西市街地のネットワーク改善などの道路整備を進める。
- 都心部循環バス「らんらん」の運行ルートの見直しや路面電車を中心とした公共交通機関のシステム充実・強化の検討など、公共交通のサービス向上を図る。

整備方針⑦ さるくまちとしての機能を充実・強化する

- 市民ガイドによるまち歩きの仕組みを活かして、まち歩きメニューの充実を図り、情報発信を行い都市の魅力として定着を図る。特に、平成22年1月から放送の大河ドラマ「龍馬伝」を契機とした取り組みの中で「長崎と龍馬ら幕末の志士の関わり」や「日本の近代化に果たした長崎のまちの魅力」を発信し、魅力ある体験メニュー等を提供する。
- 観光客、県民・市民が安全・快適に歩行できるよう、さるくまちの機能を充実する。特に、龍馬関連コース等の中心市街地を巡る長崎さるくのガイドステーションを併設した長崎まちなか龍馬館の整備により、中心市街地への観光客の誘客や滞在時間の延長を促し、地域の活性化に繋げていく。あわせて、さるく観光の推進に向けたさるくガイドや外国人観光客に対応するための通訳案内士等の育成を引き続き推進していく。
- 旧居留地、唐人屋敷跡、寺町・中通り(和・華・蘭)など、長崎にしかない魅力を高めるまちづくりを推進する。【再掲】
- 平和公園の利便性の向上や周辺に残る被爆構造物等の保存等、関連施設の充実【再掲】とまち歩きを推進する。

目標III 国際ゲートウェイ機能の再構築

整備方針⑧ 新幹線と国際・離島航路の接続等により広域交通機能の魅力を強化する

- 長崎の陸のゲートウェイとなる長崎駅周辺や海のゲートウェイとなる松が枝国際観光船ふ頭においては、周辺地域のまちづくりとの連携を強化し、国際都市にふさわしい拠点を形成し、拡大する交流人口をまちなかへ誘導する。また、空のゲートウェイである長崎空港との連絡も強化する。
- 東アジア地域を中心とする外国人観光客や国内観光客の誘致を促進するため、東アジア地域や国内との広域交通機能（新幹線、航路、空路）の強化、長崎駅と離島航路を直結する新たな機能を導入など利便性の向上を図る。これにより、県内の観光地へ観光客を誘導し、交流人口の拡大を図り、地域活力の再生に繋げていく。
- 長崎が華やいでいた大正から昭和初期の長崎上海航路時代の国際ゲートウェイ機能を復活させるため、長崎を起点港としたフライ＆クルーズやレール＆クルーズのツアー企画等の施策により、観光客の誘致を促進する。

「長崎市中央部・臨海地域」基本計画イメージ図

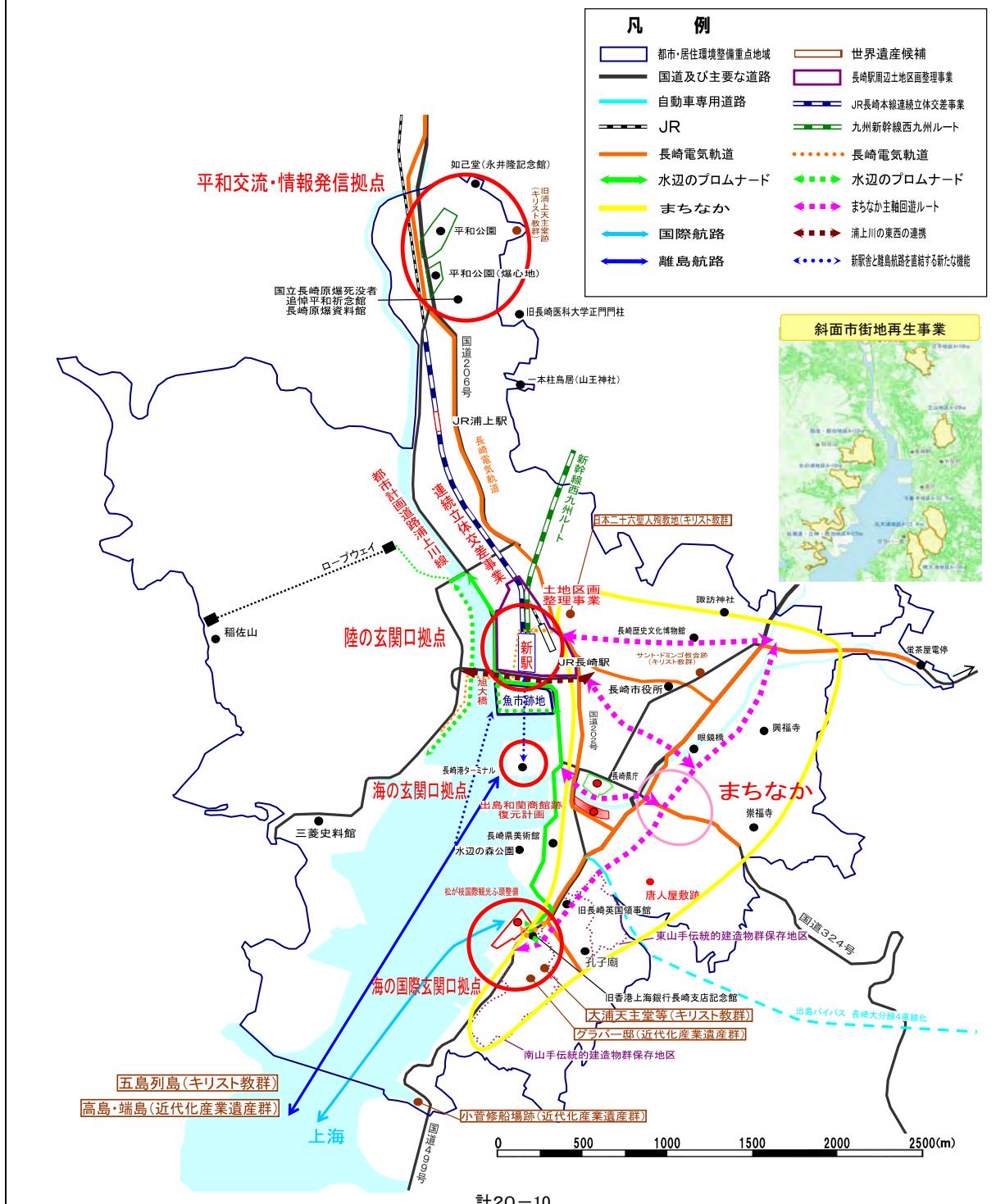


図-1 「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画イメージ図

2. 重点エリア指定の経緯

(1) 重点エリア指定に至る主な経緯

長崎市は、昭和 24 年の長崎国際文化都市建設法制定、昭和 52 年の国際観光文化都市への指定など、世界平和を基調として、わが国における文化及び国際親善の中枢都市としての役割を担ってきたことや、長い交流の歴史の中で築かれてきた「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」や、わが国の近代工業化の原動力となった「九州・山口の近代化産業遺産群」といった世界遺産候補、世界恒久平和を願う被爆地長崎市のシンボルゾーンである平和公園、鎖国時代にわが国で唯一西洋との窓口であった史跡「出島」など、世界的にも価値の高い文化・観光資源が数多く存在し、これらを活用した観光立国（ビジット・ジャパン）を牽引する都市としての役割も期待されていることから、観光立国を牽引する都市である「国際観光文化都市・長崎」の再生という観点から、平成 20 年 12 月 26 日に国土交通大臣により都市再生総合整備事業の実施区域（都市・居住環境整備重点地域）として指定された。

重点地域の名称：長崎市中央部・臨海地域

指定の区域：世界遺産候補、出島、平和公園などを含む 1,360ha（うち海域 200ha）

これを受け、長崎市と長崎県は共同して、平成 22 年 3 月 31 日に同重点地域の基本的な方針等を定めた「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画を策定、公表した。

今回、その中で特に重点的に整備を進める地区について、具体的な整備計画を策定するものである。

具体的には、社会資本整備総合交付金（都市再生総合整備事業）等で個別の公共事業等の実施を想定している松が枝周辺の整備方針、土地利用、整備内容、整備主体・時期、推進体制等を取りまとめるものである。

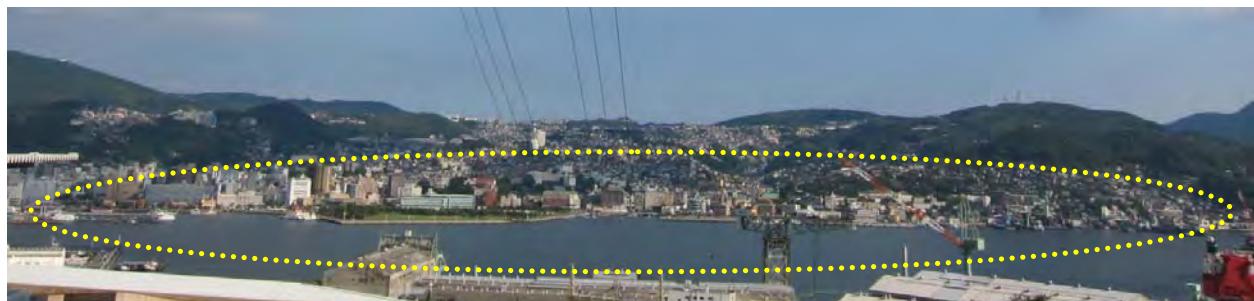
長崎の都市再生を促進する上で波及効果の大きいエリアとして、「松が枝周辺エリア」を指定する。

松が枝周辺エリア：約 76 ha

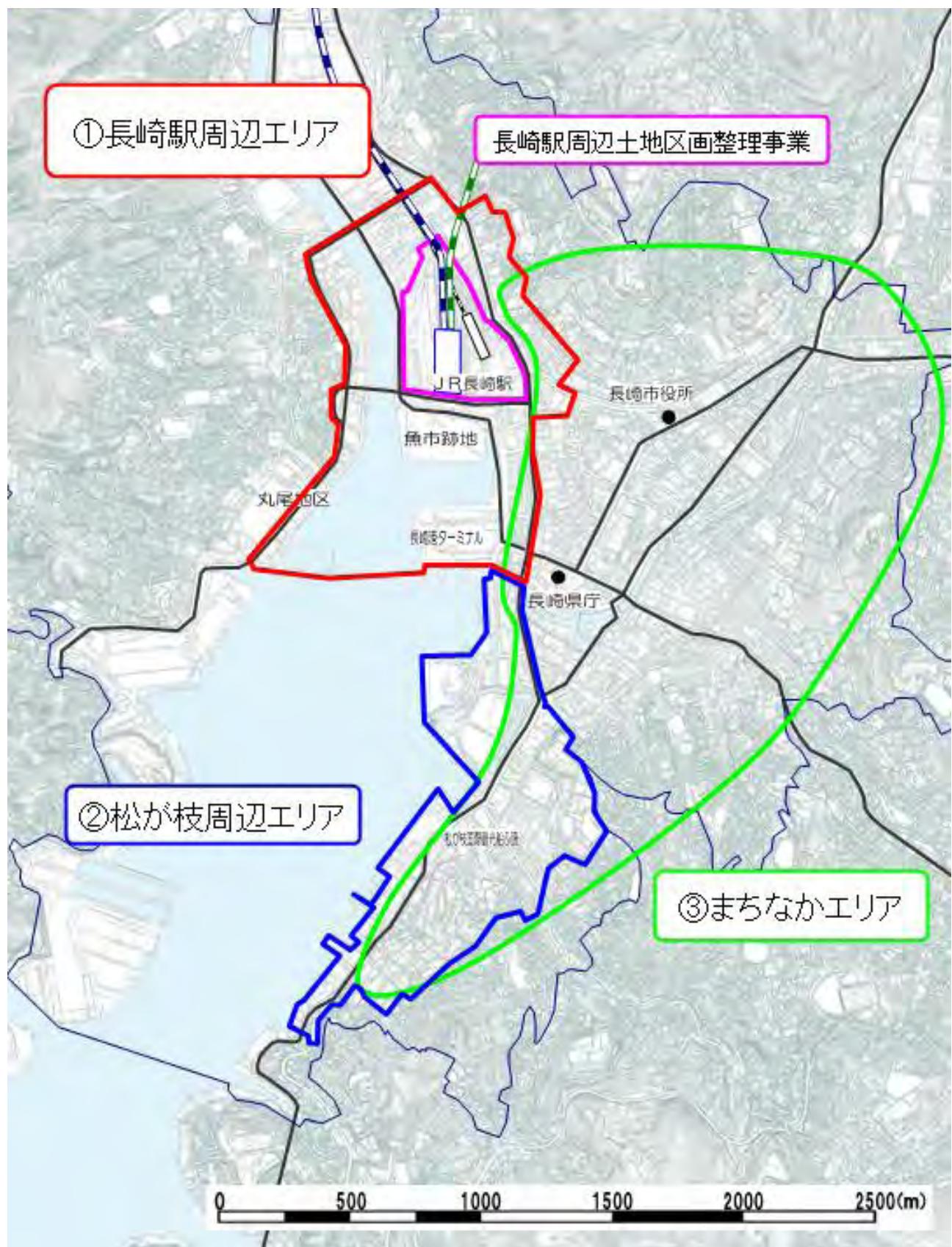
(2) 重点エリアの範囲

重点エリアの範囲は、以下の諸事項を考慮して指定する。

海の国際玄関口としての復活と、回遊性の向上を図るために、「長崎駅周辺エリアやまちなかと連携を図りつつ重点的に整備を実施すべき範囲」として指定する。



写真－1 〈松が枝周辺エリアの全景〉



図－2 「長崎市中央部・臨海地域」と「重点エリア」 位置図

(3) 重点エリア及び周辺の状況

① 松が枝

- 長崎港松が枝地区では、日本初の10万総トン級の大型クルーズ客船対応の岸壁の整備が完了し、近年多くの外国籍クルーズ客船が寄港し寄港数は国内トップクラスとなっているが、東アジアクルーズにおける九州内での競争が激化しており、平成22年度の予約は博多港、鹿児島港が多くなっている。
- 平成22年3月には国際ターミナルビルが完成し、現在、港湾緑地の整備が進められている。また、9月には旧香港上海銀行長崎支店記念館前の歩道橋がバリアフリーと景観配慮のため撤去され、平面横断化された。
- 長崎港は平成22年8月に国が直轄事業による新規事業を整備できる重点港湾に選定された。また、長崎港の国際ゲートウェイ機能の再構築に向け、平成24年度に港湾計画の見直しを行う予定である。
- 平成23年7月よりハウステンボスが長崎港～上海間の定期航路の開設予定である。

【参考】港湾計画の見直しスケジュール

- ・平成22年度：現状把握・課題整理、素案検討
- ・平成23年度：港湾環境アセス調査、関係者ヒアリング
- ・平成24年度：港湾環境アセス調査、港湾計画書の作成



写真-2 〈松が枝国際ターミナル〉

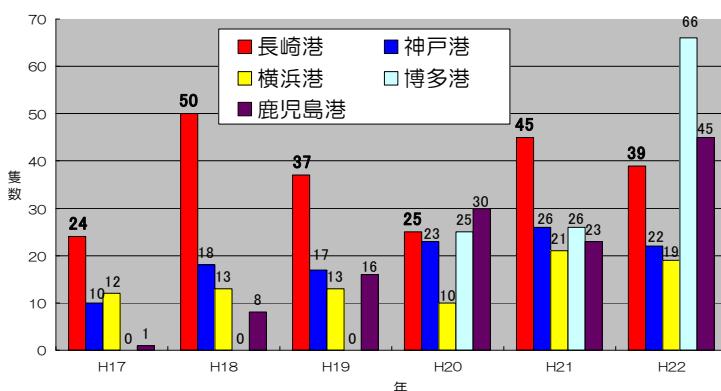


図-3 〈主要観光港の外国籍クルーズ客船入港実績〉



写真-3 〈クイーン・メリーア〉



写真-4
〈旧香港上海銀行長崎支店記念館前〉
歩道橋が撤去される前



写真-5
〈旧香港上海銀行長崎支店記念館前〉
歩道橋が撤去された後

② 南山手・東山手

- 世界遺産暫定一覧表に登録されている「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産候補として大浦天主堂、旧羅典神学校、旧大司教館、旧伝道師学校、「九州・山口の産業の近代化産業遺産群」の構成資産候補として旧グラバー住宅が立地し、南山手・東山手の両地区は重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。
- 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」については、平成26年度のユネスコの世界遺産委員会で審議・登録されることを目指している。



写真-6
「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」
構成資産候補〈大浦天主堂〉



写真-7
「九州・山口の産業の近代化産業遺産群」
構成資産候補〈旧グラバー住宅〉

③ 常盤・出島

- 長崎港常盤・出島地区では、長崎港内港再開発事業の先行プロジェクトとして、人々が集い憩える長崎の新しい顔となる親水空間の整備等を進めるために、建ち並ぶ倉庫群を移転・再配置し、埋め立てによって生じた用地に長崎の都心部に不足している緑地・広場等のオープンスペースとして、平成16年に「長崎水辺の森公園」を整備した。さらに、平成17年に公園に隣接して「長崎県美術館」が開館した。また、出島岸壁背後には、港らしい雰囲気をもった賑わい空間として平成12年に地元民間企業による開発会社(株)長崎出島ワーフにより臨海型商業施設「長崎出島ワーフ」が開業、同年、この地区の駐車場として、県営出島駐車場を供用開始し、さらに、出島岸壁に平成14年に「長崎出島ハーバー」を整備した。現在、長崎水辺の森公園周辺では「長崎帆船まつり」や「ながさきみなとまつり」、「長崎ベイサイドマラソン&ウォーク」をはじめとする様々なイベントや催し物が開催され、多くの市民や長崎を訪れる人々に親しまれている。
- 交流拠点用地については、その土地にふさわしい活用分野や良好な景観形成のための枠組みなどを盛り込んだガイドラインを平成16年に策定し、0.8haについて経済情勢・雇用情勢を改善するため雇用力の高い企業を誘致することとし、全国公募の結果、大手保険会社 AIG グループ(現在 Metlife Alico)が進出し、多くの雇用が確保されている。また、残る2.0ha用地のうち西側0.8haは県美術館の臨時駐車場として、残る南側1.2haについては、松が枝ふ頭にあつた県営松が枝駐車場が国際ターミナル建設により閉鎖されたことから、当面の間、県営常盤駐車場(南)として利用されている。
- 夜間景観については、稻佐山や鍋冠山など長崎港を取り巻く眺望場所から長崎港を中心とした市街地を一望するパノラマの夕景や夜景を見ることができる。その中でも、常盤・出島地区は中心的な位置にあり、長崎水辺の森公園は場所の印象を高めるために、暖かみのある白を基調としたアクティブな照明を演出している。

- 老朽化した市民病院と成人病センターの建替えと救急医療、高度医療の充実のため、**平成 26 年 2 月の開院及び**平成 28 年 5 月**開院完成**を目指し、長崎市新市立病院整備運営事業が進められて いる。



写真－8 〈倉庫群があつたころの長崎港周辺〉



写真－9 〈現在の長崎港周辺〉



写真－10 〈長崎水辺の森公園と長崎帆船まつり〉



写真－11 〈長崎水辺の森公園〉



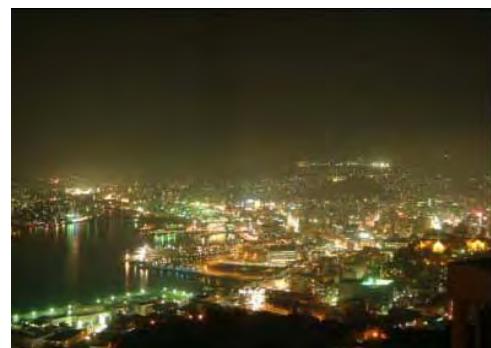
写真－12 〈長崎県美術館〉



写真－13 〈長崎出島ワーフと長崎出島ハーバー〉



写真－14 〈稲佐山からの夜景〉



写真－15 〈鍋冠山からの夜景〉



写真－16 〈現在の市民病院〉



図－4 〈新市立病院のイメージ図〉

④ 交通関係

- 当エリアの幹線道路としては、国道499号が縦貫しているが、平日の12時間交通量は松が枝町で約3万7千台と著しく多い。
- 路面電車（5号系統 蛍茶屋～石橋間）が運行されているが、単線区間（大浦海岸通り～石橋間）が存在する。
- また、大浦天主堂下電停では、景観の向上と環境対策を目的として軌道敷の緑化がモデル事業として実施されている。
- 当エリア内には市営松が枝町駐車場、市営松が枝町第2駐車場、県営松が枝国際ターミナル駐車場、県営出島駐車場などの公営駐車場のほか、民間駐車場が整備されているが、お祭り・イベント時などにおいては駐車台数が不足している。
- 常盤・出島地区の交流拠点用地は、県美術館臨時駐車場として県営常盤駐車場（北）、また南側については用地売却までに一定期間を要することから、当面の間、県営常盤駐車場（南）として利用されている。

順位	路線名	観測地点	H17交通量 (台/12h)	H11 順位	H11交通量 (台/12h)	順位	路線名	観測地点	H17交通量 (台/12h)	H11 順位	H11交通量 (台/12h)
1	一般国道202号	長崎市大黒町長崎駅前	54,768	1	55,636	6	一般国道57号	諫早市小船越町	40,011	6	40,401
2	一般国道34号	諫早市貝津町	47,735	3	48,771	7	一般国道206号	長崎市松山町公園前	39,439	7	40,249
3	一般国道202号	長崎市八千代町44	43,325	2	53,307	8	一般国道499号	長崎市松が枝町資料館前	37,133	10	36,909
4	一般国道35号	佐世保市三浦町	43,090	5	40,958	9	一般国道206号	長崎市赤迫町六地蔵前	36,751	8	38,589
5	一般国道35号	佐世保市日宇町	41,215	4	42,993	10	一般国道206号	長崎市大橋町長崎土木事務所前	35,599	—	36,107

表－1 〈主要国道の交通量 (H17 交通センサス)〉



写真－17
路面電車の軌道敷の緑化
〈大浦天主堂下電停〉



写真－18
〈交流拠点用地の県営常盤駐車場〉



図－5 〈駐車場位置図〉

第2章 重点エリアの土地利用に関する事項

1. 関連する他の計画等の状況

(1) まちなか再生の基本方針

- 中島川や大浦川の両岸に広がり、歴史的な文化や伝統を色濃く残し、商業・業務・サービスなどの都市機能が集積している古くからの市街地を長崎市の「まちなか」の区域と定め、「まちなか再生基本方針」を平成20年12月に策定した。
- 「まちなか」の賑わいの拠点である「中心商業地」、海の玄関口の「水辺のゾーン」、陸の玄関口である「長崎駅周辺」を含めた3つの拠点の連携強化を図ることにより、都心部の求心力を高めて、「まちなか」の活性化を実現していく。
- 長崎ならではの歴史や文化など、地域の特性に応じてまちなかを8つのエリアに区分し、地域特性を活かしたまちづくりを推進する。また、エリアごとにまちづくりのコンセプトや方針を次のとおり定める。

【エリアのコンセプトとまちづくりの方針】



図-6 エリアのコンセプトとまちづくりの方針

(2) 長崎港港湾計画

- 平成11年11月に改訂した長崎港港湾計画の目標年次は平成20年代前半である。途中、平成12年から平成20年までに数度の変更が行われ、長崎港の国際ゲートウェイ機能の再構築に向かって、平成24年度に現計画が改訂される予定である。
- 港湾計画の方針（平成11年11月改訂時の関連項目抜粋）
 - ①港湾内および港湾背後地域への円滑な物流を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。
 - ②港湾における快適な環境の創造を図るため、地域住民等の交流と住環境に配慮した空間の創出を図る。
 - ③多様な機能が調和し、連携する質の高い空間を整備するため、元船地区南側から松が枝地区にかけての地区は交流拠点ゾーンとする。
 - ④観光船の大型化に伴い、旅客船ふ頭計画と松が枝地区の水域施設、及び港における賑わい空間形成の要請に対応するため、緑地を計画する。

(3) 長崎市景観基本計画、景観計画、景観条例（案）

- 長崎市では、長崎市の将来の都市像を見据えるとともに、まちづくりの3つの方向性を踏まえ、さらに進化した景観づくりへ発展させるため、平成22年度末を目標に「景観基本計画」、「景観計画」の策定や景観条例の制定に取り組んでいる。
 - ・ 「景観基本計画」とは、長崎市の景観づくりを総合的かつ計画的に進めるための理念や方向を示すマスタートップラン。
 - ・ 「景観計画」とは、景観基本計画に定める理念や方向を踏まえ、景観法に基づき、地区ごとに建築等のルールを定める計画。
 - ・ 「景観条例」とは、景観計画実施のために、届出等の手続きを定める条例。市民の景観まちづくり活動に対する支援などの運用については、各自治体が追加できる。
- 長崎市では、長崎ならではの都市の魅力をみんなで育てていくことを目的として、昭和63年12月に長崎市都市景観条例を制定すると共に、平成2年3月に長崎市都市景観基本計画を策定し、良好な景観づくりに取組んできた。
- 長崎市都市景観基本計画の策定から約20年が経過し、平成17、18年の8市町の合併に伴う市域の拡大による長崎市を取り巻く社会情勢の変化や平成17年6月景観法の全面施行により景観移に関する計画や条例に法による規制誘導策を持つようになったことから、景観づくりのマスタートップランである「景観基本計画」や景観法に基づき地区毎に建築等のルールを定める「景観計画」の策定、景観計画実施のための届出等の手続きを定める「景観条例」の制定に取り組んでいる。
- 長崎市の景観の特徴と景観形成上の課題を踏まえ、「景観基本計画」の基本理念である「多彩な物語を育む長崎の景観づくり～みんなで語りつぐ海・まち・里・山の風景～」を実現するために、4つの基本方針を設定する。

【基本方針1】魅せる大景観づくり個性を磨く景観づくり

～海・まち・里・山の豊かな表情を活かす景観～

【基本方針2】個性を磨く景観づくり

～地域の特徴を活かす長崎らしさ溢あふれる景観～

【基本方針3】愛着のあるまちづくり逆手の魅力づくり

～身近なところからおもてなしの心でつくる豊かな生活景観～

【基本方針 4】逆手の魅力づくり

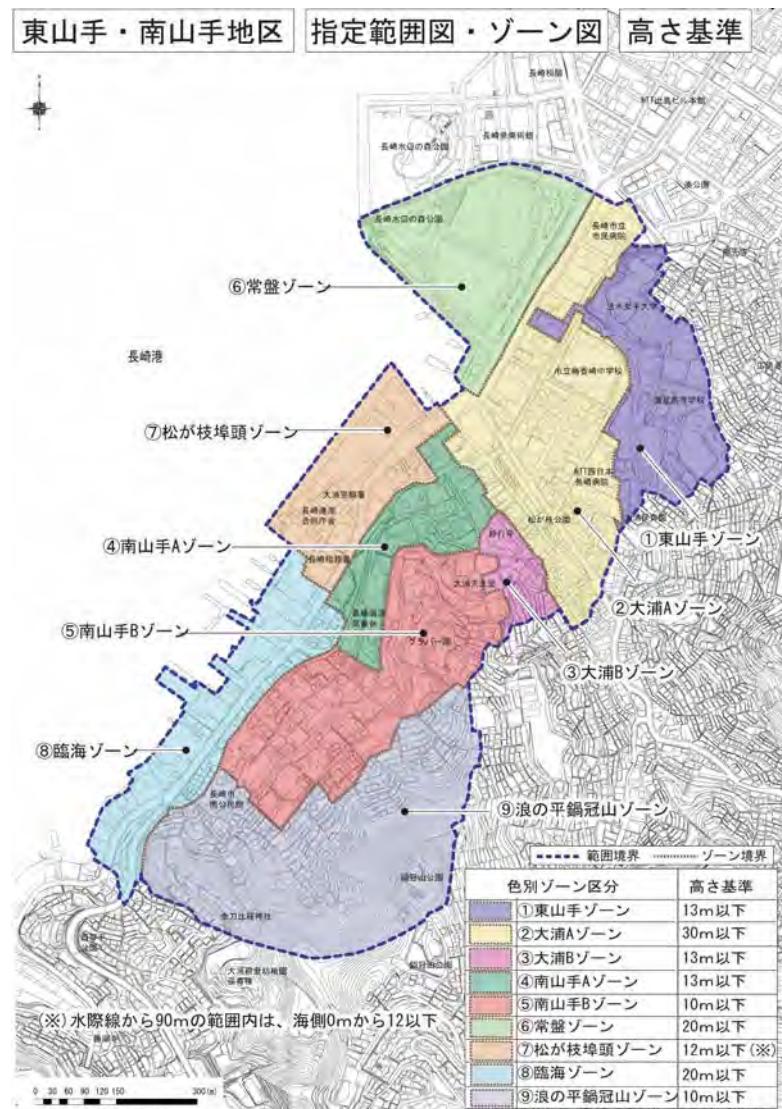
～斜面、雑然、西端といった制約条件を逆転の発想でつくる景観～

- 長崎市全城を景観計画区域の対象としているが、長崎市の景観の魅力をさらに高めるために、特徴が表れている地区は、「大景観保全地区」に指定し、みどりや水辺、都市のシルエットなどの大景観の保全や市内全城をわかりやすく周遊できるルートの景観づくりを進めるとともに、特に景観形成が求められる地区を「景観形成重点地区」に指定して、それぞれの固有のイメージを保全、育成するような積極的な景観づくりを推進する。
- 「大景観保全地区」として、当エリアでは「見晴らし景観（パノラマ）」の眺望場所として、「グラバー園」「長崎水辺の森公園」の2箇所が選定されており、眺望景観を大事にした景観づくりを進めることとされている。
- 「景観形成重点地区」として歴史・文化・賑わいを際立たせる当エリアでは「東山手・南山手地区」「長崎港内港地区」の2地区が事例としてあげられ、より積極的な景観まちづくりに取り組んでいくこととされている。
- その内「東山手・南山手地区」では、以下の景観形成に関する方針が掲げられている。
 - ・洋館を中心とする歴史的遺産を継承するとともに、それらを活かした景観づくりを進める
 - ・歴史的資源や眺望場所をつなぐ、歩いて楽しい道路空間づくりを進める
- 東山手・南山手地区は平成4年に景観形成地区に指定され、ゾーン別に周辺の建築物等との調和を図るため建築物等高さの限度などを定めた景観形成基準が定められており、今年度内に景観形成重点地区に移行される予定である。
- また、グラバー園、山手の洋館等の主要な眺望場所からの港や洋館等への眺望をはじめとして、地域の歴史を物語るランドマークやまちなみの景観を保全するとともに、地域特有の雰囲気がある通りや地域内の景観資源、良好な眺望が見られる場所、主要なバス停や電停を結ぶルートを「景観まちすじ・まちかどを守り、活かしていくこととなっている。
- 「景観形成重点地区」の眺望景観を保全する場所の例示10箇所の内、当エリアでは「大浦天主堂」「長崎水辺の森公園」「オランダ坂」が掲載され、眺望景観保全地区に指定し、景観づくりを進めることとされている。
- 歴史・文化・賑わいを際立たせる当エリアでは特に「東山手・南山手地区」より積極的な景観まちづくりに取り組んでいくこととしている。
- この「東山手・南山手地区」は、都市景観条例に基づき平成4年に景観形成地区に指定され、ゾーン別に周辺の建築物等との調和を図るため建築物等高さの限度などの景観形成基準が定められているが、景観計画に定める景観形成重点地区への移行を予定している。「東山手・南山手地区景観形成重点地区」では、以下の景観形成に関する方針が掲げられている。
 - ・洋館を中心とする歴史的遺産を継承するとともに、それらを活かした景観づくりを進める
 - ・歴史的資源や眺望場所をつなぐ、歩いて楽しい道路空間づくりを進める

具体的には、グラバー園、山手の洋館等の主要な眺望場所からの港や洋館等への眺望をはじめとして、地域の歴史を物語るランドマークやまちなみの景観を保全するとともに、地域特有の雰囲気がある通りや地域内の景観資源、良好な眺望が見られる場所、主要なバス停や電停を結ぶルートを景観まちすじ・まちかどを守り、活かしていくこととなっている。



図－7 景観形成重点地区位置図



図－8 景観形成重点地区「東山手・南山手地区」の区域及びゾーン

名称	景観の形成に関する方針
①東山手ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・居留地の歴史を刻む建物や、環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・建物やストリートファニチャー等を新しく整備する場合でも、居留地の歴史的環境の保全的育成を図ります。
②大浦Aゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な市街地として良好な景観づくりを進めます。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。
③大浦Bゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面市街地としての良好な景観形成を図ります。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。
④南山手Aゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・大浦バンドに面した居留地の上等地における、長崎の顔の様な建物や環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・施設等を新たに整備する場合でも、そうした歴史的環境や物語性の保持するとともにそれらを活かした景観づくりを進めます。
⑤南山手Bゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・グラバー園の整備とそれより南側の洋館群を保全します。 ・道路や側溝などを保全的に修景し、洋館群を保全的に活用して居留地の歴史的環境の保全・育成を図ります。
⑥常盤ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・海との接点であることに配慮した景観形成を図ります。 ・大浦地区の道路より海が見通せるように、道路の海側への延長軸にあたるところは、建物等の外壁の位置に配慮します。
⑦松が枝埠頭ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な国際港湾都市長崎の顔として、街と一緒に埠頭景観を形成します。 <ul style="list-style-type: none"> ①海から見たときに埠頭と山の手の調和を図ります。 ②埠頭から山の手を見て洋館群が望見できるように建物高さに配慮します。 ③山の手から見て埠頭の外国船への望見できるように建物高さに配慮します。
⑧臨海ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・海と山の手のあいだに位置することを考慮しながら、景観形成を図ります。 ・土地利用の変化等に際しては、内陸部からこの臨海ゾーンを介して、海を見通せるように建物の高さや配置に配慮します。
⑨浪の平鍋冠山ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・鍋冠山とその斜面および琴平神社一帯の緑地の保全・修景を行います。 ・建物、工作物の建設あるいは地形改変にあたっては、自然環境との調和を図ります。 ・良好な斜面住環境の確保に配慮します。

表-2 景観形成重点地区「東山手・南山手地区」のゾーン毎の景観形成に関する方針

※【参考】長崎市景観基本計画（案）

景観形成重点地区・大景観保全地区の説明参考資料2ページは削除

2. 土地利用ゾーニング及び骨格基盤施設

土地利用ゾーニング及び骨格基盤施設の配置構想を以下の図に示す。



図-9 土地利用ゾーニング及び骨格基盤施設の配置構想図

第3章 重点エリアにおける都市基盤施設の整備等に関する事項

1. 都市の魅力の強化

① 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」・「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進

本エリアは、世界遺産暫定一覧表に登録されている「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産候補として大浦天主堂、旧羅典神学校、旧大司教館、旧伝道師学校や、「九州・山口の近代化産業遺産群」構成資産候補として旧グラバー住宅をそれぞれ有しており、世界遺産登録に向けた取り組みを進める。

- 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録推進

- 「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産登録推進

② 「長崎歴史の道」整備の推進

大浦から新大工方面に至る一本道「長崎の歴史・文化の軸」の東山手・南山手などの個性漂う地域の魅力を磨くため、10年後を目指として地域の魅力を伝えるトータルデザインを意識した整備を進める。

- 歩いて楽しいまちづくりの推進

③ 景観条例に基づく景観保全の推進、景観計画による誘導（建築物等の色彩、意匠、高さ規制等）、伝統的建造物群保存地区の保存

景観形成地区である「東山手・南山手地区」は、文化財など伝統的構造物が多く、居留地の歴史的な資源を保全活用し歴史性の感じられる景観や、長崎の玄関である港への眺望や港からの見え方を大切にした景観を形成するため、各ゾーンに応じた景観形成を推進する。

グラバー園、山手の洋館等の主要な眺望場所からの港や洋館等への眺望をはじめとして、地域の歴史を物語るランドマークやまちなみの景観を保全するとともに、地域特有の雰囲気がある通りや地域内の景観資源、良好な眺望が見られる場所、主要なバス停や電停を結ぶルート検討を進める。

また、老朽化した公共施設の移転や建て替えに際しては周辺の建築物等との調和を図るものとする。

具体的には、西坂公園、水辺の森公園、オランダ坂から大浦天主堂への眺望を確保や、松が枝国際ターミナルから女神大橋への眺望を確保するため、建物高さの配置を工夫するなど、眺望景観を保全するための景観づくりを進めるとともに、旧長崎英國領事館の修復・活用を行うなど伝統的建造物群保存地区の保存を進める。

- 景観計画による誘導（建築物等の色彩、意匠、高さ規制等）

- 景観条例に基づく景観保全の推進

- 伝統的建造物群保存地区の保存

④ 夜間景観の創造（夜間照明・水際のライトアップ）

まちのシンボルとなる道路や観光上重要な道路、歴史的な建物や地域のランドマークとなる施設などについては、照明による夜ならではの賑わいを演出するとともに、展望場所の整備などを行うことにより、港と都市の夜景が楽しめる景観づくりを進めることとしており、長崎水辺の森公園等の夜間景観の維持、水際のライトアップの向上に努めるとともに、今後、新たに整備される施設についても、夜景が楽しめる整備に努める。

⑤ 環長崎港地域アーバンデザインシステム

環長崎港地域において、県が主体的に関与する公共事業等について、都市景観形成等の観点から専門家の助言を受けながら調整し、調和の取れた計画・デザインのもと魅力的な都市づくりを進めていくため、松が枝周辺エリアにおいても水辺の森公園、長崎県美術館、出島ハーバー、出島バイパストンネル坑口部、長崎ピースミュージアム、AIG 長崎ビル、松が枝国際観光船ふ頭整備など、環長崎港地域アーバンデザインシステムを活用し、整備を進めてきた。

今後も環長崎港地域アーバンデザインシステムを活用し、地域に調和した都市デザインの実現に取り組む。

●環長崎港地域アーバンデザインシステム運営

⑥ 屋上緑化や新エネルギーの導入の促進

平成21年度末完成した松が枝国際ターミナルは、地球環境への負荷を軽減するため、屋上緑化や消費電力の一部を太陽光による新エネルギー供給でまかなっており、今後、公共施設の新設や改築についても、屋上緑化や太陽光などの新エネルギーの普及促進を高めるための施設整備を推進する。

2. 回遊性の充実

⑦ 松が枝から南山手への歩行者導線整備の推進

松が枝国際観光船ふ頭の正面に位置する南山手は二つの世界遺産候補を有し、市街地にも近い地理的条件にあり、平成22年2月に寄港したクイーンメリー2のような10万総トン超級の大型客船が接岸できるこのような立地の港は日本初であり、世界的にも数少なく、世界に誇れる国際観光港である。

下船後のクルーズ客を松が枝国際ターミナルから南山手方面や市街地へスムーズに誘導する必要があり、南山手方面への歩行導線は、平成22年に旧香港上海銀行長崎支店記念館前の景観上支障となっていた松が枝歩道橋を撤去して平面横断とし、さらに、その先の歩行者導線の検討を進め確保に努める。

●松が枝から南山手方面への歩行者導線整備の推進

⑧ 路面電車の延伸と直行便運行の推進

海の国際玄関口となる松が枝と陸の玄関口である長崎駅との広域交通機能の利便性や、市街地や平和公園などの市内観光地への公共交通機能の利便性を高めるために、大浦海岸通電停から松が枝方面への路面電車の延伸に向けて検討を進める。

また、松が枝や石橋から長崎駅に直行する路面電車の運行ルートの検討を進め整備に努める。

また、松が枝から長崎駅に直行する路面電車の運行ルートについても検討を進める。

●路面電車の松が枝延伸の検討

●路面電車の松が枝から長崎駅方面への直行便運行の検討

⑨ 駐車場、パーク＆ライドの検討

松が枝ふ頭にあった松が枝駐車場は松が枝国際ターミナル建設のため閉鎖し、その代替施設として常盤・出島地区の交流拠点用地に当分の間、常盤県営駐車場（南）（普通車138台、大型バス27台収容）が整備され、ランタンフェスティバルなどのお祭り・イベント開催期間中には満車状態となっている。

また、平成21年度末に松が枝国際ターミナルに新たに設置された駐車場の大型バスの駐車台数をより一層確保するため、駐車場拡張について検討を進めるとともに、当エリアの駐車場の利用状況を見つつ、交流拠点用地の活用方法についても継続して検討する。

さらに、公共交通機関のシステムの拡充・強化の検討を進め、駐車場対策、パーク＆ライド、路面電車の利用促進等の取り組みを促進する。

●パーク＆ライドの検討

●松が枝国際観光船ふ頭の整備の推進（駐車場の確保）

3. 国際ゲートウェイ機能の再構築

⑩ 上海航路復活プロジェクトの推進とクルーズ客船の誘致強化

海の国際ゲートウェイ（玄関口）として平成22年3月に松が枝国際ターミナルビルが完成、平成23年3月に港湾緑地の整備が完成する。
した。

平成23年7月の開設を目指しハウステンボスが計画している長崎～上海間の定期航路が実現すれば、日中両国で整備が進む新幹線網を一つにつなぎ、アジア軸を形成する新たな交流インフラが整備されることになり、長崎を日中交流のゲートウェイとして再構築し、本県の有する地理的・歴史的な優位性を本県経済の活性化に活かすことが可能になってくる。

古くから中国との交流の中で発展を遂げてきた本県にとって、上海航路の復活は千載一遇のチャンスであり、日中交流の促進と航路を活かした本県の活性化に向け、県民参加型の社会実験として県内各市町や民間とも連携・協働しながら、船内での本県の魅力の情報発信や県内各地域でのもてなしの事業の展開など、上海航路復活プロジェクトに積極的に取り組んでいく。

また、長崎港への近年の外国籍クルーズ客船の寄港数は国内トップクラスであるが、東アジアクルーズにおける九州内での競争が激化しており、寄港地での顧客満足度の向上が求められている。

今後は、「長崎県アジア・国際戦略」のクルーズ客船受入拡大プロジェクトとして国際クルーズ客船入港時の乗客・クルーに対する「日本らしいおもてなし」の演出や岸壁での賑わいづくり（物販等）、日本寄港クルーズ船の長崎への誘致強化、長崎発着フライ＆クルーズやレール＆クルーズの商品の企画・推進等により、東アジア地域を中心とする外国人観光客や国内観光客の誘致を促進する。

- 上海航路復活プロジェクトの推進（県内周遊ツアー造成支援・PR支援等、県・市町等一体となった航路の下支え）
- クルーズ客船受入拡大プロジェクトの推進
- クルーズ客船入港時のおもてなしの推進

⑪ 上海定期航路と長崎港クルーズ客船の母港化の推進

長崎港はハウステンボスが計画している上海航路と今後のアジアのクルーズの拠点としての可能性を秘めており、長崎が華やいでいた大正から昭和初期の長崎上海航路時代の国際ゲートウェイ機能を再構築するため、上海定期航路とクルーズ客船の母港化に向けた施設整備の必要性や課題等について、今後の動向を見ながら平成24年度に予定している港湾計画の見直しを行なう中で検討を進める。

具体的には、クルーズ客船と上海定期航路の入港が重なることが想定されるため、国際船対応岸壁の2バース化など港湾施設の整備改良や、国際貨物についても今後の定期航路の検討と併せ荷役等の施設・設備、集荷体制など検討を進める。

具体的には、クルーズ客船と上海定期航路の入港が重なることが想定されるため、松が枝国際ターミナルの改良や、国際船対応岸壁の2バース化など港湾施設の整備改良の検討を行うと共に、整備区域の背後地など周辺の土地利用や、道路計画などの交通体系を含めたまちづくりの検討を併せて進める。

- 松が枝国際観光船ふ頭の整備の推進

- 上海航路復活プロジェクトの推進

（国際船対応岸壁の2バース化の検討、国際貨物の定期航路の検討）

（国際船対応岸壁の2バース化の検討、整備区域周辺のまちづくりの検討）

第4章 重点エリアの整備の主体及び時期に関する事項

1. 整備プログラム作成の基本方針

都市基盤施設等の整備プログラムは、整備の節目として以下の段階を想定する。

第1段階短期整備プログラム（着手から概ね5年後を想定／H23～H27）

第2段階長期整備プログラム（着手から概ね20年後を想定／H28～H42）

2. 段階短・長期整備計画

各プロジェクトの具体的なスケジュールについては、個別の事業計画及び事業進捗にあわせて適宜明らかにしていく。

第1段階短期整備プログラムでは以下に示す都市基盤施設等の検討及び整備の促進を目指す。

⑦ 松が枝から南山手への歩行者導線整備の推進

・松が枝国際ターミナルから南山手方面への歩行者導線の検討を進め確保に努める。

⑧ 路面電車の延伸や運行ルートの検討

・松が枝方面への路面電車の延伸の検討を進め整備に努める。

・長崎駅と松が枝や石橋に直行する路面電車の直行便運行の検討を進め整備に努める。

⑪ 上海定期航路と長崎港クルーズ客船の母港化の推進

・国際船対応岸壁の2バース化など港湾施設の整備改良の検討を進める。

● その他のプロジェクトの推進

○ 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」・「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進や、景観条例に基づく景観保全の推進、景観計画による誘導（建築物等の色彩、意匠、高さ規制等）、伝統的建造物群保存地区の保存等の都市の魅力の強化のプロジェクトについては、その熟度に応じて事業化に向けた検討を進める。

○ クルーズ客船の誘致強化と上海航路復活プロジェクトの推進については、長崎港・上海間の海上航路の開設の継続推進、クルーズ船の誘致強化、長崎発着フライ&クルーズやerule&クルーズの商品企画、「日本らしいおもてなし」の演出や岸壁での賑わいづくり（物販等）を推進する。

○ また、国際船対応岸壁の2バース化など港湾施設の整備改良の検討を進める中で、夜間景観の創造、屋上緑化や新エネルギーの導入、駐車場、パーク＆ライドについても検討し、施設整備が生じた場合には環長崎港地域アーバンデザインシステムを活用し、周辺と調和したデザインに努める。

- ① 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」・「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進**
- ② 「長崎歴史の道」整備の推進**
- ③ 景観条例に基づく景観保全の推進、景観計画による誘導（建築物等の色彩、意匠、高さ規制等）、伝統的建造物群保存地区の保存**

・「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」・「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進や、景観条例に基づく景観保全の推進、景観計画による誘導（建築物等の色彩、意匠、高さ規制等）、伝統的建造物群保存地区の保存等の都市の魅力の強化のプロジェクトについては、その熟度に応じて事業化に向けた検討を進める。

⑦ 松が枝から南山手への歩行者導線整備の推進

・松が枝国際ターミナルから南山手方面への歩行者導線の検討を進め確保に努める。

⑧ 路面電車の延伸と直行便運行の推進

・松が枝方面への路面電車の延伸に向けて検討を進める。
・松が枝から長崎駅に直行する路面電車の直行便運行についても検討を進める。

⑩ 上海航路復活プロジェクトの推進とクルーズ客船の誘致強化

・クルーズ客船の誘致強化と上海航路復活プロジェクトの推進については、長崎港・上海間の海上航路の開設の継続推進、クルーズ船の誘致強化、長崎発着フライ＆クルーズやレール＆クルーズの商品企画、「日本らしいおもてなし」の演出や岸壁での賑わいづくり（物販等）を推進する。

⑪ 上海定期航路と長崎港クルーズ客船の母港化の推進

・国際船対応岸壁の2バース化など港湾施設の整備改良の検討を進める。

④ 夜間景観の創造（夜間照明・水際のライトアップ）

⑤ 環長崎港地域アーバンデザインシステム

⑥ 屋上緑化や新エネルギーの導入の促進

⑨ 駐車場、パーク＆ライドの検討

・港湾計画の見直しにおいて、国際船対応岸壁の2バース化など港湾施設の整備改良の検討を進める中で、夜間景観の創造、屋上緑化や新エネルギーの導入、駐車場、パーク＆ライドについても検討し、施設整備が生じた場合には環長崎港地域アーバンデザインシステムを活用し、周辺と調和したデザインに努める。

都市基盤施設等の段階短・長期整備計画を整備計画平面図及び整備プログラム表に示す。

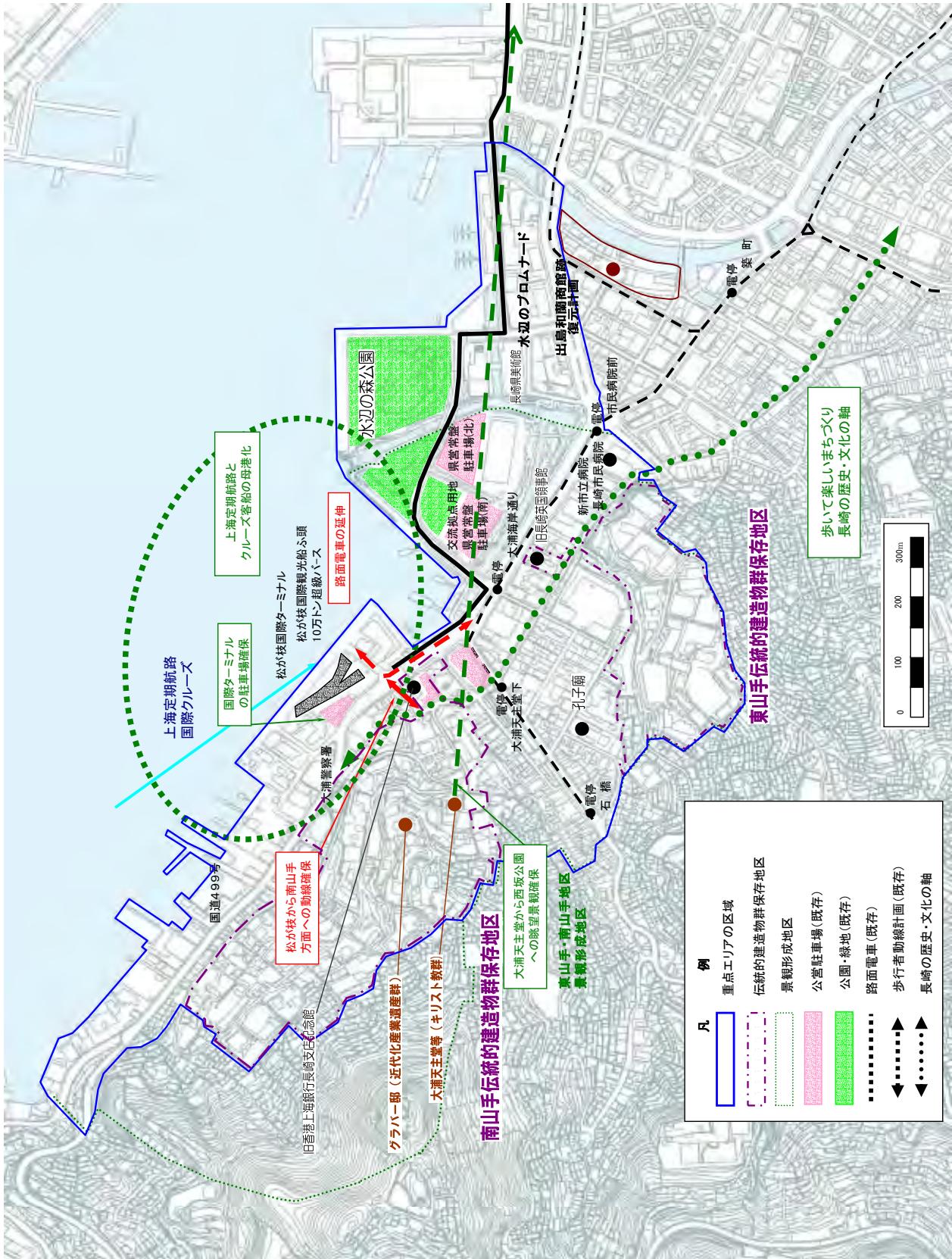


図-10 松が枝周辺エリア整備事業平面図

凡 例 赤色：第1段階短期整備プログラムの整備事業（着手から概ね5年後を想定）

緑色：第2段階長期整備プログラムの整備事業（着手から概ね20年後を想定）

目標	施策名	短期整備期間(平成23年度～平成27年度)	長期整備期間(平成28年度～平成42年度)
1 都市の魅力の強化	①「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」・「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録推進 ● H26登録 「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産登録推進	長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録推進 ● H26登録
	②「長崎歴史の道」整備の推進	歩いて楽しいまちづくりの推進	歩いて楽しいまちづくりの推進
	③景観条例に基づく景観保全の推進、景観計画による誘導、景観条例に基づく景観保全の推進	景観計画による誘導、景観条例に基づく景観保全の推進	景観計画による誘導、景観条例に基づく景観保全の推進
	④夜間景観の創造(夜間照明・水際のライトアップ)	長崎水辺の森公園等の夜間景観の維持 ● 新たに整備される施設の夜間景観、水際のライトアップの向上	長崎水辺の森公園等の夜間景観の維持 ● 新たに整備される施設の夜間景観、水際のライトアップの向上
	⑤環長崎港地域アーバンデザインシステム	松が枝岸壁改良等のデザイン調整	松が枝岸壁改良等のデザイン調整
	⑥屋上緑化や新エネルギーの導入の促進	屋上緑化や太陽光など新エネルギーの普及促進を高めるための施設整備の推進 ●	屋上緑化や太陽光など新エネルギーの普及促進を高めるための施設整備の推進 ●
2 回遊性の充実	⑦松が枝から南山手への歩行者導線整備の推進	松が枝から南山手への歩行者導線整備の推進	松が枝から南山手への歩行者導線整備の推進
	⑧路面電車の延伸と直行便運行の推進	路面電車の松が枝延伸の検討 ●	路面電車の松が枝から長崎駅方面への直行便運行の検討 ●
	⑨駐車場、パーク＆ライドの検討	常盤・出島交流拠点用地(常盤県営駐車場)の活用検討 ●	常盤・出島交流拠点用地(常盤県営駐車場)の活用検討 ●
3 国際機関の再構築	⑩上海航路復活プロジェクトの推進とクルーズ客船の誘致強化	H23. 7月 上海定期航路運航開始 ● 上海航路復活プロジェクトの推進 ● クルーズ客船受入拡大プロジェクトの推進、クルーズ客船入港時のおもてなしの推進	上海定期航路運航開始 ● 上海航路復活プロジェクトの推進 ● クルーズ客船受入拡大プロジェクトの推進、クルーズ客船入港時のおもてなしの推進
	⑪上海定期航路と長崎港クルーズ客船の母港化の推進	長崎港湾計画見直作業 ● H24港湾計画見直し ● 上海航路復活プロジェクトの推進、整備区画周辺の2バース化の検討	長崎港湾計画見直作業 ● H24港湾計画見直し ● 上海航路復活プロジェクトの推進、整備区画周辺の2バース化の検討

表－3 整備プログラム表（追加）

3. 整備主体と整備時期

- 第1段階に着手を予定する都市基盤施設の整備主体及び整備時期は以下のとおりとする。
- 短期整備プログラムに着手を予定する都市基盤施設の整備主体は以下のとおりとし、整備時期は整備プログラム表（表－3）に示すとおりとする。

⑦ 松が枝から南山手への歩行者導線整備の推進

- ・歩行者導線は各道路管理者が主体となり検討を進め確保に努める。

⑧ 路面電車の延伸や運行ルートの検討

- ・松が枝方面への路面電車の延伸は、交通事業者、道路・港湾管理者、地元長崎市・長崎県が一体となり検討を進め整備に努める。

⑨ 路面電車の延伸と直行便運行の推進

- ・松が枝方面への路面電車の延伸は、交通事業者、道路・港湾管理者、地元長崎市・長崎県が一体となり検討を進める。

⑪ 上海定期航路と長崎港クルーズ客船の母港化の推進

- ・ハウステンボスが計画している上海定期航路とクルーズ客船の増加に伴い必要となる国際船対応岸壁の2バース化など港湾施設の整備改良については、港湾管理者が主体となり検討を進め整備に努める。

- 第2段階長期整備プログラムに着手を予定する事業の整備主体及び整備時期は、各プロジェクトの個別の事業計画及び事業進捗にあわせて適宜明らかにしていく。

第5章 その他

1. 課題等の整理

短期整備プログラムに着手を予定する都市基盤施設の整備については、以下に示す課題について解決を図る。

⑦ 松が枝から南山手への歩行者導線整備の推進

- 松が枝から南山手への歩行者導線確保については、道路の拡幅や一方通行化、旧香港上海銀行長崎支店記念館横に隣接する市営松が枝駐車場敷地の活用など、松が枝周辺の利用者の状況を勘案し、周辺景観との調和するよう検討する必要がある。

⑧ 路面電車の延伸と直行便運行の推進

- 路面電車の松が枝方面への延伸や長崎駅方面からの直行便運行の検討については、運行密度や利用客の状況を把握し、現在の電車の運行に支障のないよう検討する必要がある。
- 県と長崎市は、その具体的検討において、軌道事業者と十分な協議・調整を行うとともに、軌道事業者の経営に支障とならないよう、軌道事業者・県・長崎市の役割分担を明確にする必要がある。

⑪ 上海定期航路と長崎港クルーズ客船の母港化の推進

- 国際ゲートウェイ機能を再構築するため、上海定期航路とクルーズ客船の母港化に向けた施設整備の必要性や課題等について、今後の動向を見ながら、平成24年度に予定している港湾計画の見直しを行なう中で検討を進める必要がある。
- また、国際船対応岸壁の2バース化など港湾施設の整備改良の検討においては、港湾関連機能の検討に止まらず、土地利用や交通施設、景観など、周辺のまちづくりと連携を図りながら検討する必要がある。

2. 推進体制

- 松が枝周辺エリアの整備計画に掲げている事業を推進するため、「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画に掲げる各プロジェクトの事業化に向けた検討を進めるため設置した「都市再生調整会議（長崎県と長崎市の合同会議）」において、各事業の調整を図り事業を推進する。
- 平成24年度を予定している港湾計画の見直しでは、長期構想検討委員会を設置し、港湾関連機能の検討に止まらず、土地利用や交通施設、景観など、周辺のまちづくりを踏まえた15～20年後の長期構想を立案し、このうち港湾計画に取り込む10～15年後の短期施策を抽出する予定であり、当整備計画との調整を図る。
- 海外からの観光客誘致を推進するため、アジア・国際戦略プロジェクトや上海定期航路を運営する企業と連携し、関連する事業の調整を図る。
- 産・学・官の連携による長崎地域の経済活性化を目的として、コンベンションやクルーズ対策の強化などの検討を進めている「長崎都市経営戦略推進会議」との調整を図る。
- 路面電車の延伸と直行便運行の検討を進めるため、軌道事業者、道路管理者等の関係者で組織する「路面電車協議会（仮称）」を設置し、事業調整に努める。
- 松が枝周辺エリアの景観形成にあたっては、歴史的風情を身近に感じ、盛り上げる空間として、地域資源を大切に活かし、広場や公園等を含む公共空間とこれに接する民有空間が一体となって、まちの将来像を共有し、市民、民間事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、景観づくりに取組む。

3. 整備計画の改訂等

- 本整備計画については、社会経済情勢の変化に伴い、必要な場合には改訂を行うこととする。